

国土交通省による平成 23 年度税制改正要望

- ① トン数標準税制の拡充
【内容】日本籍船の 3 倍までの外国籍船（自社の海外子会社からの定期用船（所謂：仕組船））に適用拡大。
【期限】5 年間（平成 23～27 年度）
- ② 船舶の特別償却制度の拡充
【内容】日本籍船の特償率：30/100、外国籍船の特償率：16/100
（現行制度：船籍に係らず 18/100、但しトン数税制適用会社の海外子会社保有船舶については 16/100）
【期限】5 年間（平成 23～27 年度）
- ③ 特定資産（船舶）の買換特例（圧縮記帳）の拡充
【内容】日本籍船の圧縮率：90/100、外国籍船の圧縮率：70/100
（現行制度：船籍に係らず 80/100）
【期限】5 年間（平成 23～27 年度）
- ④ 船舶に係る固定資産税の廃止
【内容】非課税
（現行制度）国際船舶：課税標準 1/15、外国貿易船：課税標準 1/10、
外航船舶：課税標準 1/6
【期限】恒久化
- ⑤ 国際船舶に係る登録免許税の改善
【内容】船舶貸渡業が建造若しくは取得（建造後：5 年以内）した国際船舶の所有権保存登記および抵当権設定登記：1/1000
※上記措置対象者以外が所有する国際船舶については、現行の国際船舶に係る登免税軽減措置（所有権保存登記及び抵当権設定登記：3/1000、適用期間：平成 23 年度末まで）を適用
【期限】1 年間（平成 23 年度）